第1回 障害児通所支援に関する検討会 令和4年8月4日 参考資料3

障害児通所支援の現状等について

児童発達支援

(児童発達支援センター含む)

児童発達支援

〇 対象児童

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児

※通所給付決定を行うに際し、医学的診断名又は障害者手帳を有することは必須要件ではなく、療育を受けなければ福祉を損なう おそれのある児童を含む(発達支援の必要については、市町村保健センター、児童相談所、保健所等の意見で可)。

○事業の概要

≪サービス内容≫

日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う(通所)

- ≪事業の担い手≫
 - ①児童発達支援センター(児童福祉法第43条) 通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障害児や その家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言を行う(地域の中核的な支援施設)
 - ②それ以外の事業所 もっぱら、通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行う

○ 提供するサービス

児童発達支援

- 〇身近な地域における通所支援
 - ・発達障害、知的障害、難聴、肢体不自由、重症心身 障害等の障害のある子どもへの発達支援やその家 族に対する支援

≪児童発達支援センター≫

- 〇左の機能に加え、地域支援を実施
- 〇主な人員配置
 - ·児童指導員及び保育士 4:1以上
 - ·児童指導員 1人以上 ·保育士1人以上
 - ·児童発達支援管理責任者 1人以上

≪児童発達支援センター以外≫

- 〇主な人員配置
 - ・児童指導員又は保育士 10:2以上 (令和5年3月31日までは障害福祉サービス経験者を人員配置 に含めることが可能)
 - •児童発達支援管理責任者 1人以上

児童発達支援

○対象者

■ 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児

○ サービス内容

■ 日常生活における基本的な動作 の指導、知識技能の付与、集団生 活への適応訓練、その他必要な支 援を行う。

○ 主な人員配置

■ 児童発達支援センター

- ・ 児童指導員及び保育士 4:1以上
- · 児童指導員

1人以上

・ 保育士

1人以上

· 児童発達支援管理責任者 1人以上

■ 児童発達支援センター以外

- ・児童指導員及び保育士 10:2以上 (令和5年3月31日までは障害福祉サービス経験者を 人員配置に含めることが可能)
- · 児童発達支援管理責任者 1人以上

○報酬単価(令和3年4月~)

■ 基本報酬(利用定員等に応じた単位設定)

■ 児童発達支援センター

- ・難聴児・重症心身障害児以外 778~1,086単位
- · 難聴児 975~1,384単位
- · 重症心身障害児 924~1,331単位

■ 児童発達支援センター以外

- ・ 重症心身障害児以外(主に未就学児を受け入れる事業所) 486~885単位
- ・ 重症心身障害児以外(主に未就学児以外を受け入れる事業所) 404~754単位
- · 重症心身障害児 837~2,098単位

※ 重症心身障害児以外で医療的ケア児を受け入れる場合、医療的ケアスコア及び看護職員の配置状況に応じて、上記より667~2,000単位高い単位となる。

■ 主な加算

■ 個別サポート加算(I)

→ ケアニーズが高い障害児が利用した場合に加算 100単位

■ 個別サポート加算(II)

→ 要保護·要支援児童を受入れ、保護者の同意を得て、公 的機関や医師等と連携し支援した場合に加算 125単位

■ 事業所内相談支援加算(I)(II)

- → 障害児や保護者の相談援助やペアレント・トレーニングを 行った場合に加算
- ·事業所内相談支援加算(I)(個別) 100単位
- ·事業所内相談支援加算(Ⅱ)(グル-プ) 80単位

■ 児童指導員等加配加算(利用定員等に応じた単位設定)

- → 基準人員に加え、理学療法士等、保育士、児童指導員等の者を加配した場合に加算
 - · 理学療法士·保育士等 22~374単位
- · 児童指導員等 15~247単位
- ・ その他従業者(資格要件なし) 11~180単位 (手話通訳者・手話通訳士を含む。)

■ 専門的支援加算(利用定員等に応じた単位設定)

- → 基準人員に加えて、専門的な支援の強化のため、理学療法士等、5年以上児童福祉事業に従事した保育 士又は児童指導員を加配した場合に加算
- · 理学療法士·保育士等 22~374単位

· 児童指導員 15~247単位

■ 看護職員加配加算(I)(I)(利用定員等に応じた単位設定)

- → 重症心身障害児が医療的ケアを必要とするときに看護職員を基準(1人以上)より多く配置した場合に加算
 - · 1人加配 80~400単位 · 2人加配 160~800単位

○ 事業所数

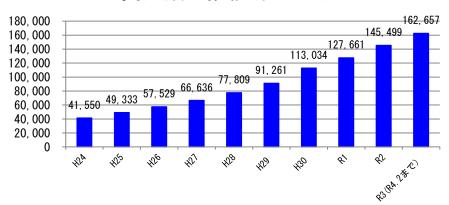
9,625 (国保連令和

児童発達支援の現状

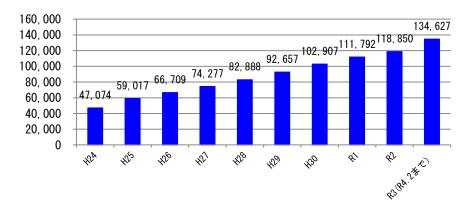
【児童発達支援の現状】

- 令和2年度の費用額は約1,455億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の4.9%、 障害児支援全体の総費用額の26.7%を占める。
- 〇 総費用額、利用児童数、請求事業所数のいずれも増加傾向にある。

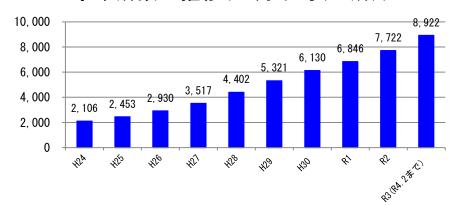
費用額の推移(百万円)



利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



※出典:国保連データ

医療型児童発達支援

医療型児童発達支援

○対象者

■ 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要と認められた障害児

○ サービス内容

■ 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団 生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行う。

() 主な人員配置

■ 児童指導員

1人以上

保育士

1人以上

看護職員

1人以上

理学療法士又は作業療法士 1人以上

■ 児童発達支援管理責任者 1人以上

○ 報酬単価(令和3年4月~)

■ 基本報酬

■ 医療型児童発達支援センター

· 肢体不自由児 389単位

501単位

肢体不自由児

■ 指定発達支援医療機関

338単位

· 重症心身障害児 450単位

■ 主な加算

■ 個別サポート加算(I)

· 重症心身障害児

→ ケアニーズが高い障害児が利用した場合に加算 100単位

■ 個別サポート加算(II)

要保護・要支援児童を受入れ、保護者の同意を得て、公的機関や医 師等と連携し支援した場合に加算 125単位

■ 事業所内相談支援加算(I)(II)

- → 障害児や保護者の相談援助やペアレント・トレーニングを 行った場合に加算
- ·事業所内相談支援加算(I)(個別) 100単位
- ・事業所内相談支援加算(Ⅱ)(グル-プ) 80単位

保育職員加配加算

→ 児童指導員又は保育士を1名加配した場合に加算 50単位 ※ 定員21人以上の事業所において2名以上配置した場合は+22単位

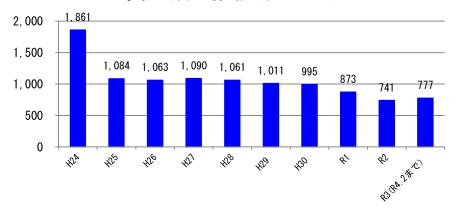
事業所数

医療型児童発達支援の現状

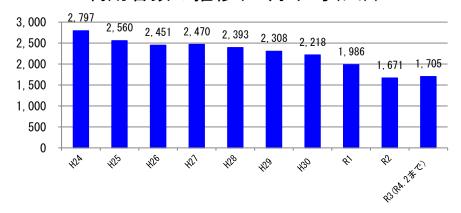
【医療型児童発達支援の現状】

- 令和2年度の費用額は約7億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の0.03%、 障害児支援全体の総費用額の0.1%を占める。
- 総費用額、利用児童数、請求事業所数とも増減しつつ、全体的には減少傾向にある。

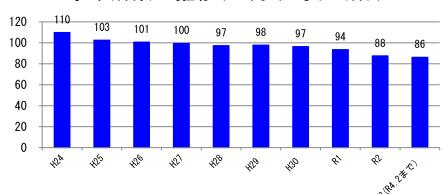
費用額の推移(百万円)



利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



※出典:国保連データ

放課後等デイサービス

放課後等デイサービス

○事業の概要

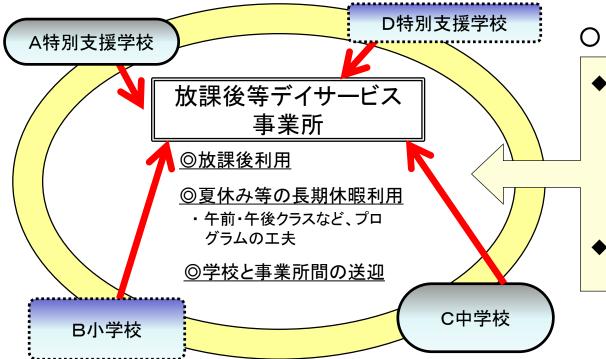
学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等における支援を推進。

○ 対象児童

学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児 (*引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは満20歳に達するまで利用することが可能)

○ 利用定員

10人以上



○ 提供するサービス

- ◆ 学校授業終了後又は休業日において、生活 能力の向上のために必要な訓練、社会との交 流の促進等
 - ①自立した日常生活を営むために必要な訓練
 - ②創作的活動、作業活動
 - ③地域交流の機会の提供
 - ④余暇の提供
- ◆ 学校との連携・協働による支援(学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性)

放課後等デイサービス

○対象者

■ 学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児

○ サービス内容

■ 授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター 等の施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会 との交流の促進その他必要な支援を行う。

○ 主な人員配置

- 児童指導員及び保育士 10:2以上 (令和5年3月31日までは障害福祉サービス経験者を人員配置に含めることが可能)
- 児童発達支援管理責任者 1人以上
- 管理者

○報酬単価(令和3年4月~)

■ 基本報酬 (利用定員等に応じた単位設定) 注) 30分以下の支援は報酬の対象外となる。

■ 授業終了後

- ・ 重症心身障害児以外 302 ~ 604単位
- ・ 重症心身障害児 686 ~ 1.756単位

■ 休業日

- · 重症心身障害児以外 372 ~ 721単位
- · 重症心身障害児 810 ~ 2,038単位
- ※ 重症心身障害児以外で医療的ケア児を受け入れる場合、医療的ケアスコア及び看護職員の配置状況に応じて、上記より667~2,000単位高い単位となる。

■ 主な加算

- 個別サポート加算(I)
- → ケアニーズが高い障害児が利用した場合に加算 100単位
- 個別サポート加算(Ⅱ)
- → 要保護·要支援児童を受入れ、保護者の同意を得て、公 的機関や医師等と連携し支援した場合に加算 125単位
- 事業所内相談支援加算(I)(Ⅱ)
- → 障害児や保護者の相談援助やペアレント・トレーニングを 行った場合に加算
- ·事業所内相談支援加算(I)(個別) 100単位
- ・事業所内相談支援加算(Ⅱ)(グループ) 80単位

■ 児童指導員等加配加算(利用定員等に応じた単位設定)

- → 基準人員に加えて、理学療法士等、保育士、児童指導員等の者を加配した場合に加算
- ・ 理学療法士・保育士等 75~374単位 ・ 児童指導員等 49~247単位
- ・ その他従業者(資格要件なし) 36~180単位 (手話通訳者·手話通訳士を含む。)
- 専門的支援加算(利用定員等に応じた単位設定)
- → 基準人員に加えて、専門的な支援の強化のため、理学療法士等を加配した場合に加算 75~374単位
- 看護職員加配加算(I)(I)(利用定員等に応じた単位設定)
- → 重症心身障害児が医療的ケアを必要とするときに看護職員を基準(1人以上)より多く配置した場合に加算
- · 1人加配 133~400単位 · 2人加配 266~800単位

○ 事業所数

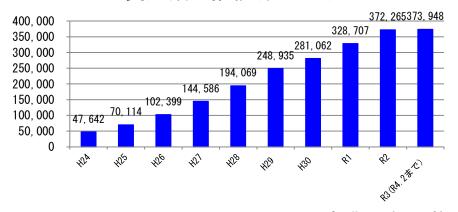
17,795 (国保連令和

放課後等デイサービスの現状

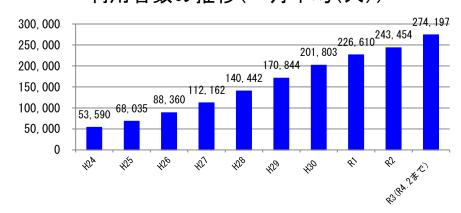
【放課後等デイサービスの現状】

- 令和2年度の費用額は約3,723億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の12.6%、 障害児支援全体の総費用額の68.4%を占める。
- 〇 総費用額、利用児童数、請求事業所数とも大幅な増加を続けている(平成24年度から令和2年度の伸びは、児童発達支援が3.5倍に対して放課後等デイサービスは7.8倍)。

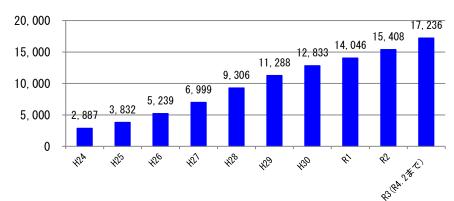
費用額の推移(百万円)



利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



※出典:国保連データ

保育所等訪問支援

保育所等訪問支援

○ 事業の概要

・ 保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進。

○ 対象児童

保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児

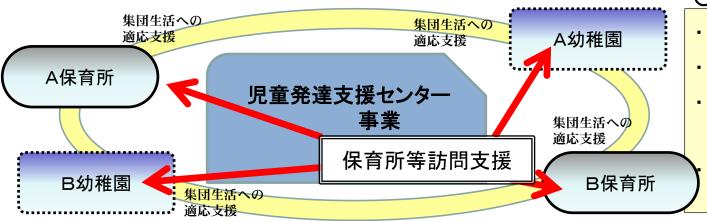
- *「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断
- *発達障害児、その他の気になる児童を対象

相談支援事業や、スタッフ支援を行う障害児等療育支援事業等の役割が重要

○ 訪問先の範囲

- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園
- 小学校、特別支援学校
- (H30より追加)乳児院、児童養護施設

その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの



○ 提供するサービス

- - (2)訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)
- ◆ 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。
- ◆ 訪問支援員は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じ専門的な支援が 必要な場合は、専門職)を想定。 13

保育所等訪問支援

○ 対象者

■ 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児(平成30年度から、乳児院及び児童養護施設に入所している障害児を対象に追加)。

○ サービス内容

■ 保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

○ 人員配置

- 訪問支援員
- 児童発達支援管理責任者 1人以上
- 管理者

○報酬単価(令和3年4月~)

■ 基本報酬

1,035単位

■ 主な加算

- 訪問支援員特別加算(679単位)
- → 作業療法士や理学療法士、言語聴覚士、保育士、看護職員等の専門性の高い職員を配置した場合に加算

■ 初回加算(200単位)

→ 児童発達支援管理責任者が、初回訪問又は初回訪問の 同月に保育所等の訪問先との事前調整やアセスメントに同行 した場合に加算

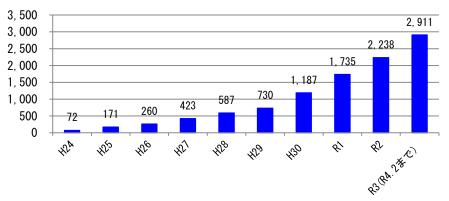
○ 事業所数

保育所等訪問支援の現状

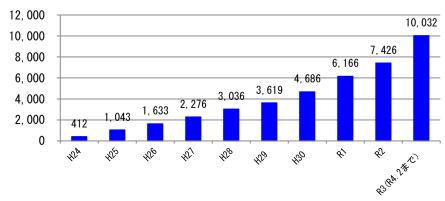
【保育所等訪問支援の現状】

- 令和2年度の費用額は約22億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の0.08%、 障害児支援全体の総費用額の0.4%を占めている。
- 平成24年度の新制度開始時に新規事業として創設。増加傾向ではあるが、児童発達支援、放課後等デイサービスと比較すると小規模。

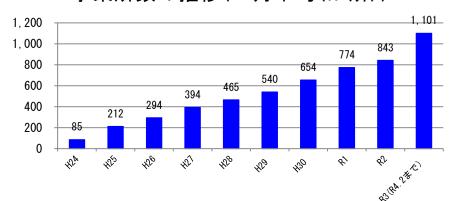
費用額の推移(百万円)



利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



※出典:国保連データ

居宅訪問型児童発達支援

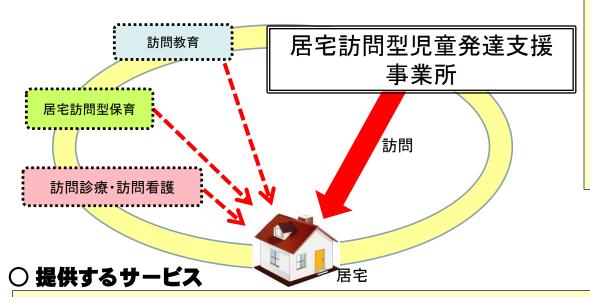
居宅訪問型児童発達支援

○事業の概要

・ 重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問して発達支援を行う。

○ 対象児童

重度の障害等により、障害児通所支援を利用するために 外出することが著しく困難な障害児



◆対象となる障害児の例

- ・重度の障害の状態であって外出が困難と考えられる児
- ・人工呼吸器を装着している状態その他日常生活営むため に医療を要する児
- ・重い疾病のため感染症にかかるおそれがある児 等
- (※) 単なる見守りや送迎者の不在など、障害児本人の状態以外の理由による利用は適当でないことから、確認のため障害児相談支援事業所における障害児支援利用援助等の利用が必須

- ◆ 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施。 【具体的な支援内容の例】
 - 手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
 - ・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動

居宅訪問型児童発達支援

○対象者

■ 重症心身障害児等の重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困 難な障害児

○ サービス内容

■ 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与その他必要な支援を行う。

○ 人員配置

- 訪問支援員
- 児童発達支援管理責任者 1人以上
- 管理者

○報酬単価(令和3年4月~)

■ 基本報酬

1,035単位

■ 主な加算

- 訪問支援員特別加算(679単位)
- → 作業療法士や理学療法士、言語聴覚士、保育士、看護職員等の専門性の高い職員を配置した場合に加算
- 通所施設移行支援加算(500単位)
- → 利用児童に対し、児童発達支援センター、指定児童発達 支援事業所又は放課後等デイサービス事業所に通うための 相談援助及び連絡調整を行った場合に加算(1回を限度)

○ 事業所数

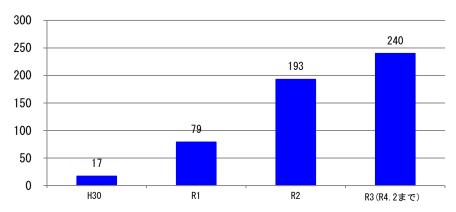
95 (国保連令和 4年

居宅訪問型児童発達支援の現状

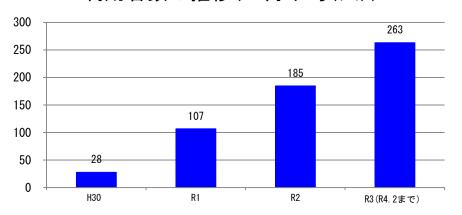
【居宅訪問型児童発達支援の現状】

- 平成30年度の新制度開始時に新規事業として創設。
- 令和2年度の費用額は約2億円であり、障害児支援全体の総費用額の0.04%。

費用額の推移(百万円)

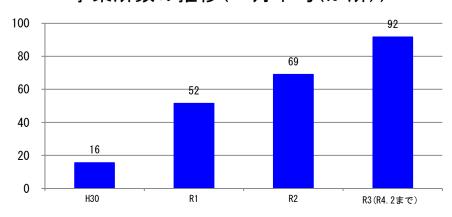


利用者数の推移(一月平均(人))



※出典:国保連データ

事業所数の推移(一月平均(か所))



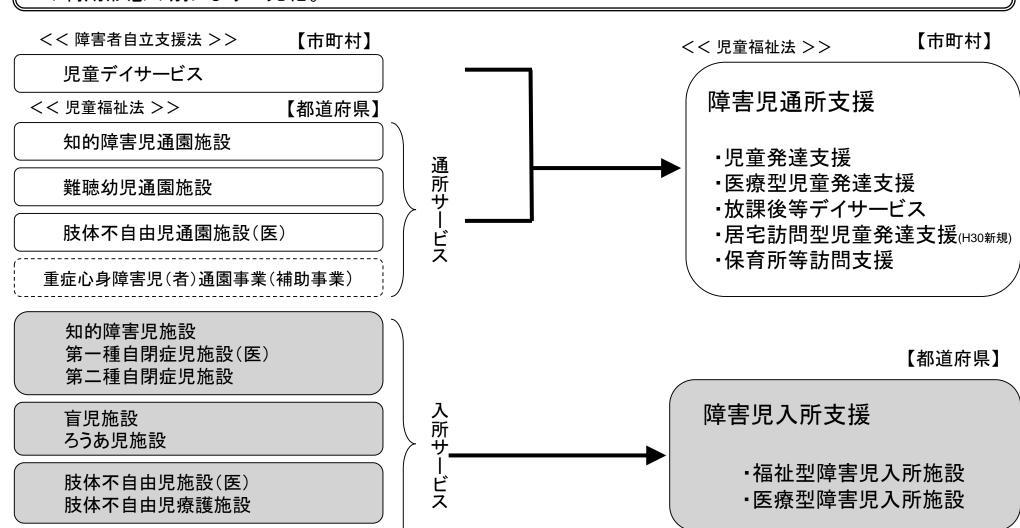
これまでの児童福祉法改正の動向

これまでの障害児支援関連施策の経緯

25年	児童福祉法施行 身体障害者福祉法施行 精神薄弱者福祉法施行(平成10年に「知的障害者福祉法」)
4 0 年 4 1 年	日本心身障害児協会(島田療育園)に重症心身障害児の療育研究を委託 肢体不自由児施設における母子入園の制度化 国立療養所に重症心身障害児(者)の委託病棟を設置 重症心身障害児施設を児童福祉施設として位置づけ (児童福祉法の改正)
47年 50年 54年 55年	肢体不自由児通園施設の制度化 心身障害児通園事業の制度化 難聴幼児通園施設の制度化 心身養護学校への就学等の義務化(昭和48年公布の政令の施行) 障害児総合通園センターの制度化 心身障害児(者)施設地域療育事業(短期入所等メニュー)制度化 重症心身障害児(者)通園モデル事業開始
15年	支援費制度の施行(身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の改正) * 障害児の場合、居宅サービスのみ支援費制度に移行(施設サービスは措置制度)
17年	発達障害者支援法施行
18年	障害者自立支援法施行 * 契約制度の導入(ただし、障害児の場合、保護者が不在、虐待等により契約が困難な場合に「措置」を適用)
23年	改正障害者基本法の成立、「療育」に関する規定の新設
2 4 年	改正児童福祉法の施行(障害児支援の強化等)、障害者虐待防止法の施行 子ども・子育て支援法の成立
25年	障害者差別解消法の成立、改正学校教育法施行令の施行
平成28年	超党派の議員立法により、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が成立
平成28年	障害者総合支援法・児童福祉法の一部改正法成立
令和 3年	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の成立
令和 4年	児童福祉法の一部改正法成立

平成24年児童福祉法改正による障害児施設・事業の一元化

〇 障害児支援の強化を図るため、従来の障害種別で分かれていた体系(給付)について、通所・入所 の利用形態の別により一元化。



(医)とあるのは医療の提供を

行っているもの

重症心身障害児施設(医)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の 一部を改正する法律(概要)

趣旨

(平成28年5月25日成立・同年6月3日公布)

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

概要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1)施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する(自立生活援助)
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する(就労定着支援)
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する 介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの<u>利用者負担を</u> <u>障害福祉制度により軽減</u>(償還)できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、<u>乳児院・児童養護施設</u>の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において<u>障害児福祉計画</u>を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

施行期日

居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設(H30~)

- 障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通 所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供さ れていない。
- このため、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児 に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する(「居宅訪問型児童発達支 援」)。

対象者

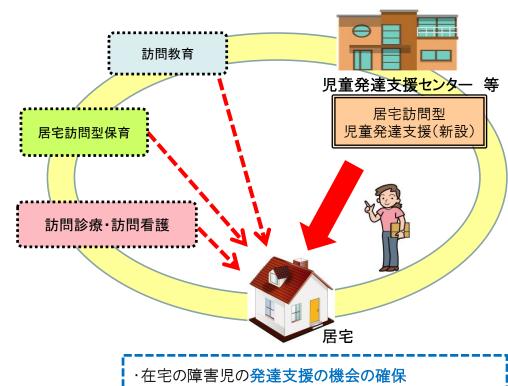
○ 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児 童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出す ることが著しく困難な障害児

支援内容

○ 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な 動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施

【具体的な支援内容の例】

- · 手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
- ・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動



- 訪問支援から通所支援への社会生活の移行を推進

保育所等訪問支援の支援対象の拡大 (H30~)

- 乳児院や児童養護施設の入所者に占める障害児の割合は3割程度となっており、職員による支援に加えて、発達支援に関する 専門的な支援が求められている。(乳児院:28.2%、児童養護施設:28.5%/平成24年度)
- このため、保育所等訪問支援の対象を乳児院や児童養護施設に入所している障害児に拡大し、障害児本人に対して他の児童 との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障害児の特性に応じた支援内容や関わり 方についての助言等を行うことができることとする。

対象者の拡大

- 乳児院、児童養護施設に入所している障害児を対象者として追加
 - ※現在の対象者は、以下の施設に通う障害児
 - ·保育所、幼稚園、小学校等
 - ・その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めるもの (例:放課後児童クラブ)

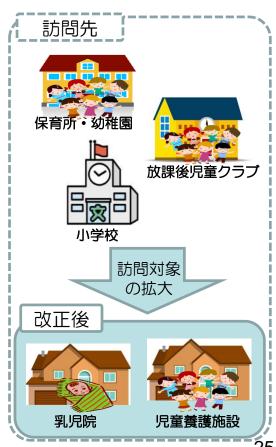
支援内容

- 児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活へ の適応のための専門的な支援等を行う。
 - ①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
 - ②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)

保育所等訪問支援



集団生活への 適応のための 支援 等



児童福祉法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充 [児童福祉法、母子保健法]

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター(※)の設置や、身近な子育て支援の場(保育所等)における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画(サポートプラン)を作成する。
 - ※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村 が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型 (福祉型、医療型)の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上 [児童福祉法]

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や 里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化 [児童福祉法]

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体(都道府県・政令市)を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備 [児童福祉法]

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることと する。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入 [児童福祉法]

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上 [児童福祉法]

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

3.当該相定に其づいて 子ども家庭福祉の宝経経験者向けの認定資格を道入する

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、 その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備(性犯罪歴等の証明を求める仕組み(日本版DBS)の導入に先駆けた取組強化)等 [児童福祉法]

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、 児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日(ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日)

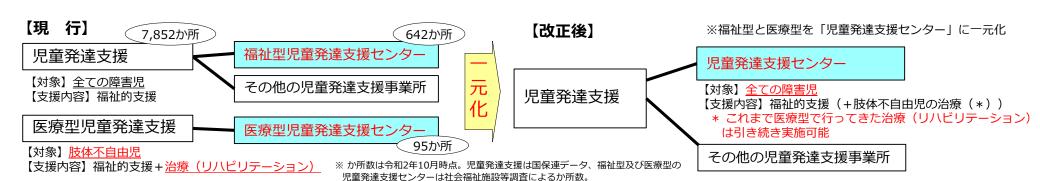
児童発達支援センターの役割・機能の強化(1.3関係)

<制度の現状>

- 主に未就学の障害児の発達支援を行う「児童発達支援センター」については、地域における中核的役割を果たすことが期待されているが、果たすべき機能や、一般の「児童発達支援事業所」との役割分担が明確でない。
- 障害児通所支援については、平成24年の法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障害種 別毎に分かれていた給付体系をできる限り一元化したが、<u>児童発達支援センターは「福祉型」と「医療型」(肢体不自由児を対象)に分か</u> れ、障害種別による類型となっている。

<改正の内容>

- ① 児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化する。
- ⇒ <u>これにより、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとと</u> もに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図る。
 - く「中核的役割」として明確化する具体的な役割・機能のイメージ>
 - ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能(支援内容等の助言・援助機能)
 - ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
 - ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
- ② 児童発達支援センターの類型(福祉型・医療型)の一元化を行う。
 - ⇒ これにより、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにする。



放課後等デイサービスの対象児童の見直し

- 放課後等デイサービスについては、「学校教育法(昭和22年法律第26号)第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児」を対象としており、<u>義務教育終了後の年齢層(15~17歳)で、高校ではなく、専修学校・各種学校へ通学している障害児は利用することができない。</u>そうした子ども達の中には、学校終了後や休日に発達支援を特段に必要とせず自立的に過ごすことができる場合もあれば、障害の状態・発達段階や家庭環境等により発達支援を必要とする場合もある。
- このため、専修学校・各種学校へ通学している障害児であっても、障害の状態・発達段階や家庭環境等の状況から、学校終了後や休日 に自立的に過ごすことが難しく、放課後等デイサービスによる発達支援を必要とするものとして、市町村長が認める場合については、放 課後等デイサービスの給付決定を行うことを可能とする。
- ※ 本件は、平成30年地方分権改革推進提案における自治体の提案を踏まえたもの。

※ 施行期日:令和6年4月1日

見直しの内容

現行

- 学校教育法第1条に規定する 学校(幼稚園・大学を除く)
- ・小学校
- ・中学校
- ・高校
- ・特別支援学校

_____ 見直し後

- 学校教育法第1条に規定する 学校(幼稚園・大学を除く)
- ・小学校
- 中学校
- ・高校
- •特別支援学校

- 専修学校
- ・各種学校

対象者のイメージ

○ 障害の状態・発達段階や家庭環境等の状況から、学校終了後や休日に自立的に過ごすことが難しく、放課後等デイサービスによる 発達支援を必要とするものとして、市町村長が認める場合

令和3年度 障害福祉サービス等報酬改定

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 〇 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、相談支援の質の向上、効果的な就労支援、医療的ケア児への 支援などの障害児支援の推進、感染症等への対応力の強化などの課題に対応
- 〇 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率: +O. 56% ※ うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 +0.05% (令和3年9月末までの間)

1 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の 高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等

- (1) グループホームにおける重度化・高齢化に対応するための報酬の見直し
 - ・ 強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者に対する支援の評価 等
- (2) 自立生活援助の整備を促進するための報酬・人員基準等の見直し
- (3)地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実を図るための加算の創設
- (4) 生活介護等における重度障害者への支援の評価の見直し
 - ・ 重度障害者支援加算の算定期間の延長及び単位数の見直し等
- (5) 質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し
 - 基本報酬の充実 ・ 従来評価されていなかった相談支援業務の評価 等

2 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応

- (1) 就労移行支援・就労定着支援の質の向上に資する報酬等の見直し
 - ・ 一般就労への移行の更なる評価 等 ・ 定着実績を踏まえたきめ細かな評価 等
- (2) 就労継続支援A型の基本報酬等の見直し(スコア方式の導入)
- (3) 就労継続支援B型の基本報酬等の見直し(報酬体系の類型化)
- (4) 医療型短期入所における受入体制の強化
 - ・ 基本報酬の充実 ・ 医療的ケアを必要とする障害児を利用対象者に位置付け

3 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進

- (1) 医療的ケアが必要な障害児に対する支援の充実
 - ・ 新判定スコアを用いた基本報酬の創設 ・ 看護職員加配加算の算定要件の見直し
- (2) 放課後等デイサービスの報酬体系等の見直し
 - ・ 基本報酬区分の見直し ・ より手厚い支援を評価する加算の創設((3)も同様)
- (3) 児童発達支援の報酬等の見直し
- (4) 障害児入所施設における報酬・人員基準等の見直し
 - ・ 人員配置基準の見直し ・ ソーシャルワーカーの配置に対する評価

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

- 自立生活援助における夜間の緊急対応・電話相談の評価
- 地域移行支援における地域移行実績の更なる評価
- 精神障害者の可能な限り早期の地域移行支援の評価
- 精神保健医療と福祉の連携の促進
- 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進
- ピアサポートの専門性の評価

5 感染症や災害への対応力の強化

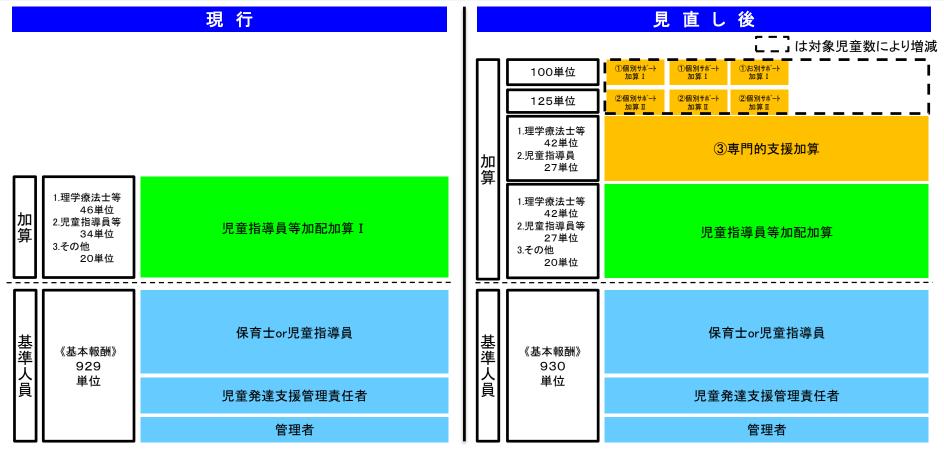
- (1) 日頃からの感染症対策の強化や業務継続に向けた取組の推進
 - 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底(委員会開催、指針の整備、訓練の実施)
 - ・ 業務継続に向けた取組の強化(業務継続計画の策定・研修及び訓練の実施)
 - ・ 地域と連携した災害対応の強化 (訓練に当たっての地域住民との連携)
- (2) 支援の継続を見据えた障害福祉現場における I C T の活用
 - 運営基準や報酬算定上必要となる会議等について、テレビ電話等を用いた 対応を可能とする。

6 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス 提供を行うための報酬等の見直し

- (1) 医療連携体制加算の見直し
 - ・ 医療的ケア等の看護の濃度を考慮した加算額の設定
- (2) 障害者虐待防止の更なる推進、身体拘束等の適正化の推進
 - ・ 虐待防止委員会の設置 ・ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算等の見直し
 - ・ より柔軟な配分ルールへの見直しによる加算の取得促進
 - ・ 処遇改善加算(IV)及び(V)等の廃止 ・ 加算率の見直し
- (4)業務効率化のための I C T の活用 (再掲)
- (5) その他経過措置の取扱い等
 - ・ 食事提供体制加算の経過措置の延長
 - ・ 送迎加算の継続(就労継続支援A型、放課後等デイサービス)

児童発達支援センターの報酬等の見直し

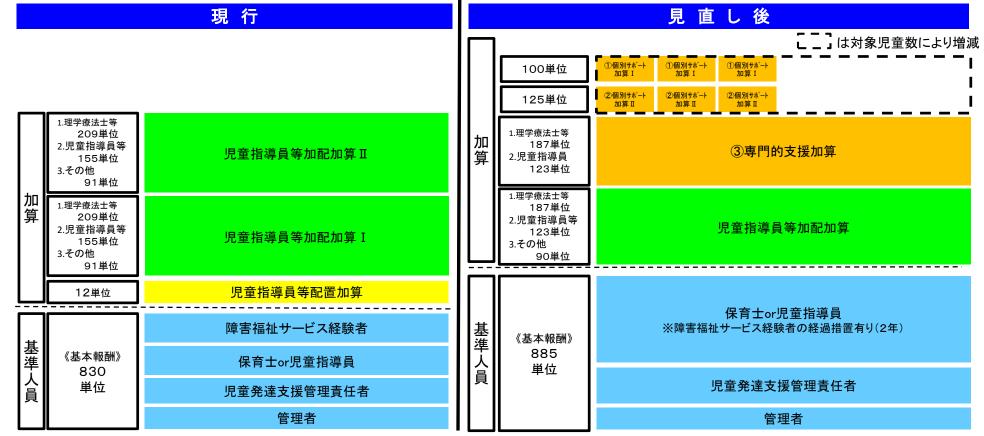
- 児童発達支援センターについて、乳幼児期の障害児の支援の中核機関として、より手厚い支援を必要とする子どもに応じて、きめ細かい支援が可能となるよう、以下の加算の算定を新たに可能とする。
 - ① 個別サポート加算 I : ケアニーズの高い児童 (著しく重度および行動上の課題のある児童) への支援を評価
 - ② 個別サポート加算 II : **虐待等の要保護児童等**への支援について評価
 - ③ 専門的支援加算 : 専門的支援を必要とする児童のため専門職の配置を評価(※)
 - (※)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国リハ視覚障害学科履修者、5年以上児童福祉事業に従事した保育士・児童指導員を常勤換算で1以上配置した場合に評価
- さらに、難聴児の早期支援に向けて、児童指導員等加配加算の対象資格に手話通訳士及び手話通訳者を追加。
- 児童指導員等加配加算の単位数については、経営状況を踏まえ見直し。



- ※単位数は障害児(難聴児、重症心身障害児に対し支援を行う場合を除く)に支援する場合の定員 41人以上50人以下の場合を記載
- ※上記図の高さは単位数とは一致しない

児童発達支援事業所(センター以外)の報酬等の見直し

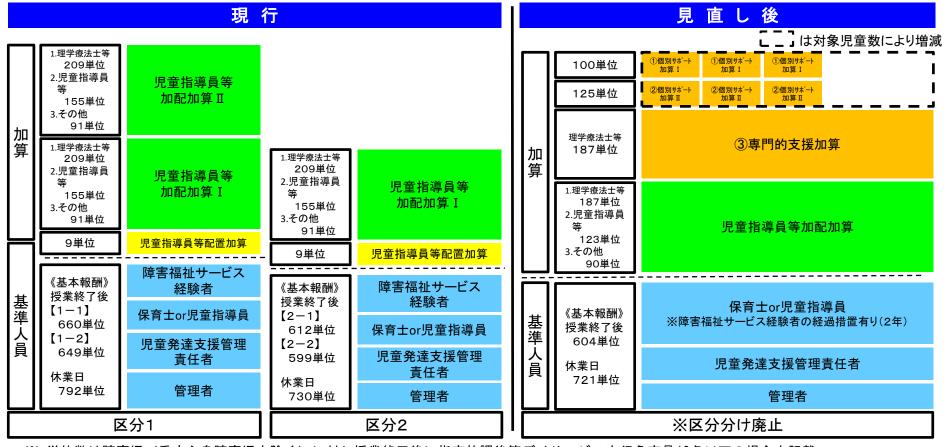
- 児童発達支援事業所(センター以外)について、従業者の配置に対して一律に加算する「児童指導員等加配加算 II 」を改め、<u>より手厚い支援</u> を必要とする子どもに応じて、きめ細かい支援が可能となるよう、以下の加算に組み替える。
 - ① 個別サポート加算 I : ケアニーズの高い児童(著しく重度および行動上の課題のある児童)への支援を評価
 - ② 個別サポート加算 II : **虐待等の要保護児童等へ**の支援について評価
 - ③ 専門的支援加算 : **専門的支援を必要とする児童**のため専門職の配置を評価(※)
 - (※)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国リハ視覚障害学科履修者、5年以上児童福祉事業に従事した保育士・児童指導員を常勤換算で1以上配置した場合に評価
- また、支援の質を向上させるための従業者要件の見直し(障害福祉サービス経験者を廃止)を行う。(経過措置有り)
- さらに、難聴児の早期支援に向けて、児童指導員等加配加算の対象資格に手話通訳士及び手話通訳者を追加。
- 基本報酬及び児童指導員等加配加算の単位数については、経営状況を踏まえ見直し。



- ※単位数は主に小学校就学前の障害児に対して支援を行う利用定員10名以下の場合を記載
- ※上記図の高さは単位数とは一致しない

放課後等デイサービスの報酬体系等の見直し

- 放課後等デイサービスについて、<u>現行の事業所を2区分に分けて報酬設定する方法(※1)を改め</u>、より手厚い支援を必要とする子どもに応じて、きめ細かく以下の加算を算定。
 - ① 個別サポート加算 I : ケアニーズの高い児童 (著しく重度および行動上の課題のある児童) への支援を評価
 - ② 個別サポート加算Ⅱ : 虐待等の要保護児童等への支援について評価
 - ③ 専門的支援加算 : **専門的支援を必要とする児童**のため専門職の配置を評価(※2)
 - 「(※1)現行は、一定の指標に該当する障害児の数が5割以上である場合を「区分1」、5割未満を「区分2」として、基本報酬を2段階に設定 ─(※2)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国リハ視覚障害学科履修者を常勤換算で1以上配置した場合に評価
- また、支援の質を向上させるための従業者要件の見直し(障害福祉サービス経験者を廃止)を行う。(経過措置有り)
- さらに、難聴児の早期支援に向けて、児童指導員等加配加算の対象資格に手話通訳士及び手話通訳者を追加する。
- 基本報酬及び児童指導員等加配加算の単位数については、経営状況を踏まえ見直し。



- ※ 単位数は障害児(重症心身障害児を除く)に対し授業終了後に指定放課後等デイサービスを行う定員10名以下の場合を記載
- ※ 上記図の高さは単位数とは一致しない

医療的ケア児者に対する支援の充実(全体像)

■ 看護職員の配置に関する改定項目

	サービス名	項目	改定概要
障害児	児童発達支援 放課後等デイサービス	が基本報酬の新設 (一般事業所)	いわゆる「動ける医ケア児」にも対応した新たな判定スコアを用い、医療的ケア児を直接評価する基本報酬を新設。医療濃度に応じ、「3:1(新スコア15点以下の児)」「2:1(新スコア16~31点の児)」又は「1:1(新スコア32点以上の児)」の看護職員配置を想定し、当該配置を行った場合に必要な額を手当て。
		女 看護職員加配加算の要件 緩和(重心事業所)	看護職員加配加算の要件を、「8点以上の医療的ケア児5人以上」から、8点 以上の児に限らずに「その事業所の医療的ケア児の合計点数40点以上」に見 直し。
		文 看護職員の基準人員への 算入	看護職員(※)について、現行の機能訓練担当職員の配置要件と同様に、配置 基準上必要となる従業者の員数に含めることを可能とする。 (※医療的ケア児の基本報酬又は看護職員加配加算の対象としている場合を除く)
	福祉型障害児入所施設	女看護職員配置加算の要件 緩和	(障害児通所支援と同様に)看護職員加配加算の要件を「8点以上の医療的ケア児5人以上」から、8点以上の児に限らずに「その事業所の医療的ケア児の合計点数40点以上」に見直し。
障害者	生活介護	,常勤看護職員等加配加算 (Ⅲ)	常勤換算で看護職員を3人以上配置し、新判定スコアの各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を2名以上受け入れている事業所を評価する区分を創設。
共通	サービス共通(短期入所・ 重度障害者包括支援・自立訓 練(生活訓練)・就労移行支援、 就労継続支援、共同生活援助、 児童発達支援、放課後等デイ サービス)	医療連携体制加算 改 一部 新	 ・従来、看護の濃度に関わらず一律単価であった加算額について、医療的ケアの単価を充実させ、非医療的ケア(健康観察等)の単価を適正化。また複数の利用者を対象とする健康観察等は短時間の区分を創設することにより適正化。 ・通常は看護師配置がない福祉型短期入所でも、高度な医療的ケアを必要とする者の受入れが可能となるよう、新単価(8時間以上2000単位)を創設。

■ **看護職員の配置以外の改定項目**(再掲:詳細は各サービスの改定資料を参照)

	サービス名	項目	改定概要
障害児者	医療型短期入所	対象者要件	新たに、医療的ケア(新スコア16点以上)を必要とする障害児や、高度な医療的ケアが必要で 強度行動障害により常時介護を必要とする障害者等を対象とする。
	(i	特別重度支援加算	いわゆる「動ける医ケア児」に対応できるよう「運動機能が座位まで」の要件を削除した上 で、医療度の高い者の評価を引き上げる。
障害者	共同生活援助	医療的ケア対応支援加算	医療的ケアが必要な者に対する支援を評価する加算を創設する。 34

医療的ケア児の基本報酬の創設(障害児通所支援)

■ 基本的な考え方

- 従来は、障害児通所サービス(児童発達支援・放課後等デイサービス)の基本報酬において、医療的ケア児を直接評価しておらず、一般児と同じ報酬単価であったため、受入れの裾野が十分に広がってこなかった。
- <u>今回改定においては、いわゆる「動ける医ケア児」にも対応した新たな判定スコア(右下欄★)を用い、医療的ケア児を直接評価する基本報酬を新設。</u>

基本報酬においては、医療濃度に応じ、「3:1(新スコア3点以上の児)」、「2:1(新スコア16点以上の児)」又は「1:1(新スコア32点以上の児)」の 看護職員配置を想定し、当該配置を行った場合は必要な額を手当て。

- また、<u>1事業所当たりごく少人数の医ケア児の場合(基本報酬では採算が取りづらい)であっても幅広い事業所で受入れが進むよう「医療連携体制加算」の単価</u>**を大幅に拡充**。(※従来の看護職員加配加算を改組)
- ※ さらに、従来、NICU等から退院直後の乳児期は、自治体において障害児としての判定が難しいために障害福祉サービスの支給決定が得られにくいという課題があることから、新たな判定スコアを用いた医師の判断を活用することにより、新生児から円滑に障害福祉サービスの支給決定が得られるよう運用改善を行う。

